

# 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

重点番号17: 会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し(総務省)

## <会計年度任用職員制度導入時の経緯>

- 平成29年度の地方公務員法改正及び地方自治法改正により、会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった。(令和2年4月1日施行)
- 一方で、勤勉手当については、
  - ① 支給実績が広がっていない国の非常勤職員との取扱いとの均衡
  - ② 「期末手当」の定着状況
 など踏まえた上で検討課題とされたところ。

## <制度導入後の状況>

- その後、令和3年度末までの間に、会計年度任用職員制度の運用開始(令和2年)から約2年が経過し、調査結果からは「期末手当」の支給について一定の定着が見られる。

【期末手当の支給状況 (R3.4.1)】

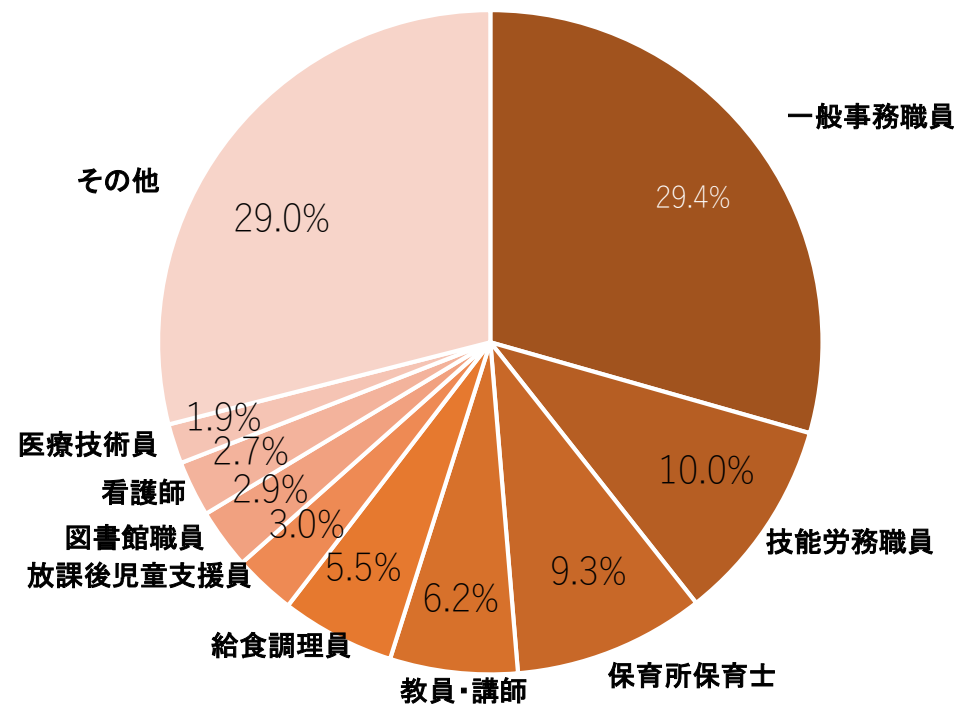
区分	全ての部門・職種で支給する団体		支給しない部門・職種がある団体	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%
市区	792	99.6%	3	0.4%
町村	912	98.5%	14	1.5%
一部事務組合等	1,136	99.7%	3	0.3%
合計	2,907	99.3%	20	0.7%

## <現在の対応状況>

- 引き続き、地方公共団体から意見を聴取しているところ。

## <会計年度任用職員の職種別職員数について>

○会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。



区 分	会計年度任用職員		フルタイム	パートタイム
	人数	構成比		
一般事務職員	18.3万人	29.4%	1.6万人	16.7万人
技能労務職員	6.2万人	10.0%	0.8万人	5.4万人
保育所保育士	5.8万人	9.3%	1.7万人	4.1万人
教員・講師	3.9万人	6.2%	0.3万人	3.5万人
給食調理員	3.5万人	5.5%	0.4万人	3.1万人
放課後児童支援員	1.9万人	3.0%	0.05万人	1.8万人
図書館職員	1.8万人	2.9%	0.1万人	1.7万人
看護師	1.7万人	2.7%	0.3万人	1.4万人
医療技術員	1.2万人	1.9%	0.2万人	1.0万人
その他	18.0万人	29.0%	1.6万人	16.4万人
合 計	62.2万人	100.0%	7.0万人	55.3万人

## <人事評価結果の活用状況について>

○常勤職員における勤勉手当への人事評価結果の活用状況について、都道府県・指定都市は、全ての団体が活用済であるが、市区町村は、約7割の団体にとどまっている。(会計年度任用職員における人事評価の状況については、現在調査中。)

<常勤職員における勤勉手当への人事評価結果の活用状況 (R3.4.1) >

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
管理職員	47(100%)	20(100%)	1,242(72.2%)	1,309(73.2%)
一般職員	47(100%)	20(100%)	1,145(66.5%)	1,212(67.8%)

## <地方財政計画について>

○期末手当の支給等適正な処遇の確保に係る地方財政計画計上額 +2,402億円(令和2年、3年で段階的に増額)

## 登記済通知書への固定資産評価額及び建築年月日の追加

### 提 案 内 容

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加してほしい。

### 二 次 回 答

現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知(以下「価格等の通知」という。)について電子化の取組を進めている。

具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。

このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込みである。

その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。

このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。

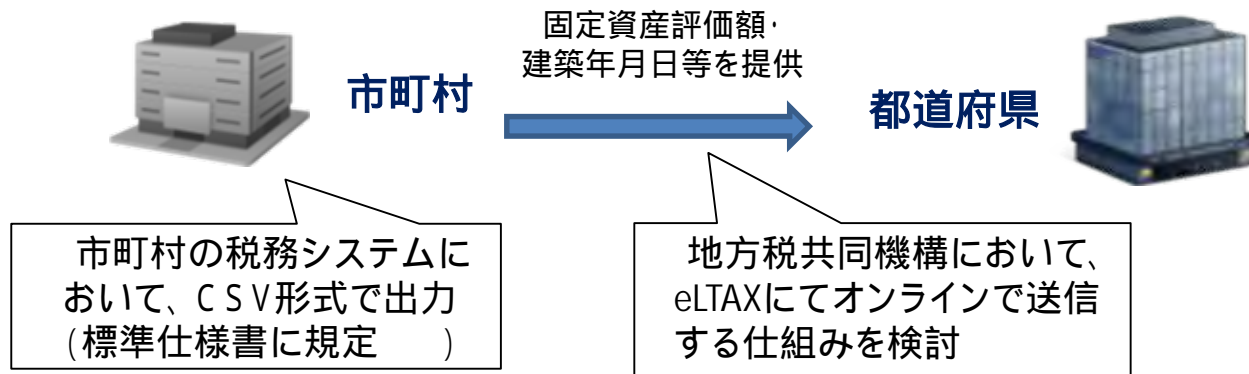
## 2次回答の概要について

市町村から都道府県への通知について、以下のとおり、デジタル化を推進することにより、事務負担の軽減を図る。

システム標準化に伴う標準仕様書(2.0版。本年8月末公表)において、市町村から都道府県への通知の項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能とすることとした

令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込み

その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、当該通知のオンライン化も検討



【参考】 都道府県宛の通知に関し、CSVファイルのデータ項目として定めた主なもの

- ・所有者の氏名・名称
- ・所有者の住所・所在地
- ・不動産番号
- ・建築年月日
- ・固定資産評価額
- ・固定資産税の非課税の有無
- ・固定資産税の減免の有無
- ・貸家該当の有無 (貸家の場合、新築住宅特例の対象となる面積要件が異なる)
- ・住宅部分の床面積

➡ 上記の項目は、不動産取得税の課税に当たり、市町村から提供して欲しい情報として都道府県が要望したものであり、特に赤字部分については、登記情報では取得できない

# 【参考】 地方団体における基幹税務システムの標準化について

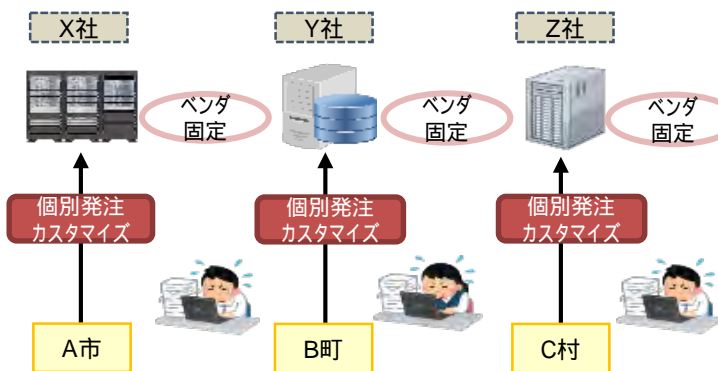
地方公共団体の情報システムの標準化については、以下のとおり行うこととされている。

- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録、地方税( )、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針の下、関係府省が作成する。

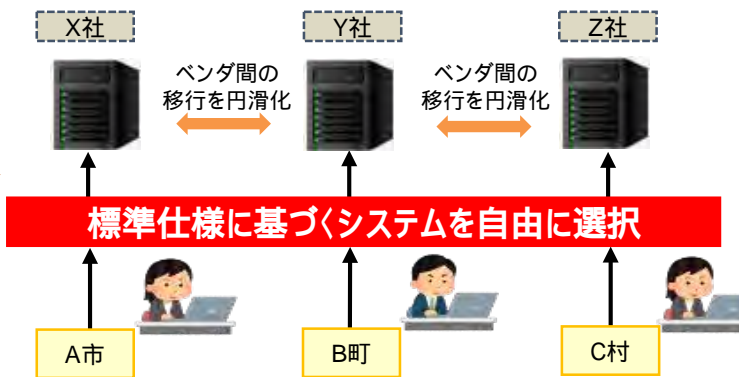
対象税目等は、個人住民税(森林環境税を含む。)、法人住民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理。

- ・各事業者は標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、当該システムを、地方公共団体が利用する。
- ・地方公共団体は、令和7年(2025年)度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへ移行することとされている。

## 【標準化前】



## 【標準化後(イメージ)】

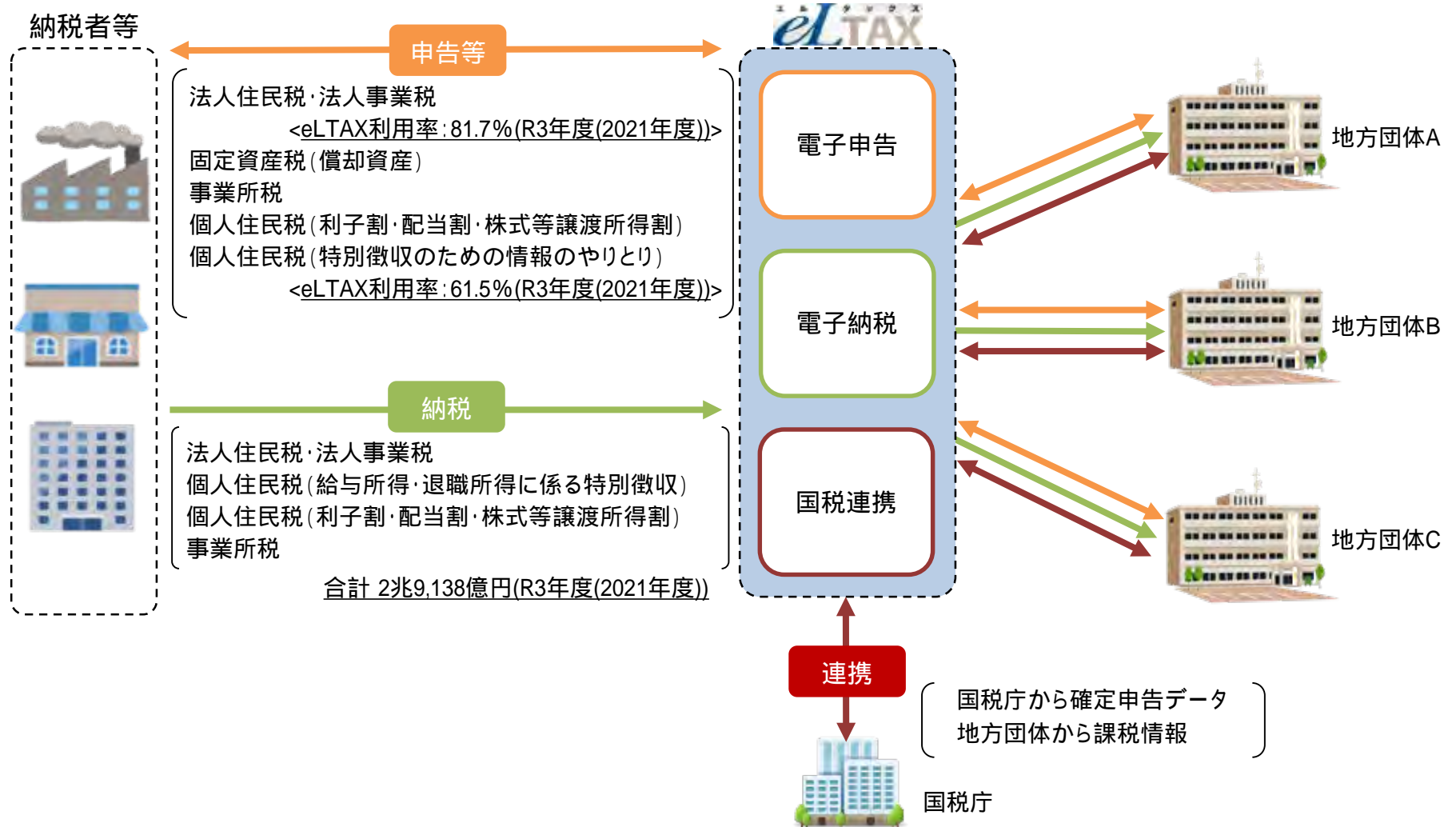


地方公共団体の基幹税務システムの標準化に係る全体スケジュール

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
標準仕様書【第1.0版】策定			標準仕様書【第2.0版】へ改定		
→			----->		
			標準準拠システムへの移行(地方公共団体)		

# 【参考】eLTAX（エルタックス）について

eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。  
複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の  
情報連携に活用。



## 【参考】 不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知(R4改正)

都道府県は、不動産取得税の課税のため、市町村から登記情報を入手している。

都道府県がより効率的に登記情報を把握できるようにするため、登記所から都道府県に登記情報を直接通知することとする。

これに合わせて、不動産の取得者が登記を行った場合は、都道府県への不動産の取得の事実等の申告を不要にする。

この他、住宅及び住宅用地に係る特例措置については、申告があった場合に限り適用することとされているところ、都道府県が特例措置の要件に適合することを確認したときは、申告がなくとも特例措置の適用を可能とするなど、所要の措置を講じる。

原則、令和5年4月1日施行。

30

登記所から都道府県への通知のイメージ

